

令和7年度 第11回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和8年2月5日(木) 午後1時30分から午後1時55分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

辻 千 太 郎	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智 恵 子	

(3) 欠席委員

今 野 正 章	寺 島 あ つ 子	霜 野 市 和
---------	-----------	---------

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	田 中 利 幸	岡 所 次 郎
北 條 一 宜	登 り 山 正 嗣	

(5) 欠席委員

松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
---------	---------

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長	小 走 伸 吾
事 務 局 次 長	左 手 憲 一
主 幹	山 本 幸 夫
	八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第46号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第56号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第57号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第59号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第60号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第61号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第11回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、以倉孝弘委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中11名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第61号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計9件であります。

それではまず、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第43号から第47号についてご説明いたします。

まず、受付番号第43号は、申請地が南区岩室で市街化調整区域内にあり、周辺は畑、里道及び雑種地に囲まれており、地目は雑種地（現況：畑）及び畑3筆、面積は合計2,663平方メートルで現在野菜及び果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第44号は、申請地が東区石原町3丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田、道路、提及び宅地に囲まれており、地目は

田1筆、面積は640平方メートルで稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第45号は、申請地は北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び里道に囲まれており、地目は緑地（現況：田）2筆、面積は合計1,087平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第46号は、申請地は北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、水路敷及び原野に囲まれており、地目は緑地（現況：田）1筆、面積は1,319平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第47号は、申請地は南区畑で市街化調整区域内にあり、周辺は原野及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は938平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第16号から第18号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号及び第17号は、一体で賃借権を設定し転用するものです。被設定人は南区豊田で建設業を営む法人で、申請地は南区片蔵の田4筆、面積は合計2,697平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所に近く、車両の通行に便利な本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年1月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装のうえ自然浸透及び傾斜により東側道路側溝に排水する計画です。周囲は万能板及びネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第18号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区学園町で建設業を営む法人で、申請地は中区田園の田2筆、面積は合計1,678平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在使用している事業所敷地内等の置場が手狭となったため、事業所に近く、利便性の高い本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年1月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。他の土地も検討した結果、代替性は無いものと判断されたものです。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び敷地内にトラフを設置のうえ、傾斜により南側及び北側側溝に放流する計画です。周囲には、フェンス等は設置いたし

ませんが、特に問題はないものと判断いたします。

その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第46号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第29号と第30号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第46号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第26号から第28号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第26号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑2筆、面積は合計1,408平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ9年です。

次に、受付番号第27号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は646平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第28号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,646平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第46号「農用地利用集積等促進計画案」の受付番号第29号と第30号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第46号「農用地利用集積等促進計画案」をご説明いたします。受付番号第29号と第30号をご説明いたします。

まず、受付番号第29号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,397平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ9年です。

次に、受付番号第30号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は

697平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、報告第56号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第61号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第56号から報告第61号までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第56号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第57号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につ

きましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第58号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第8号は申請地が美原区平尾の田1筆で、面積は1,408平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第9号は申請地が西区太平寺の田1筆で、面積は1,047平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第59号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第25号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第26号は申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第27号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第28号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第29号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第60号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第36号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑1筆で面積は48平方メートル、現況は雑種地、経過年数は50年以上、次に受付番号第37号は、申請地が中区辻之の田1筆で面積は23平方メートル、現況は農業用通路でいずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第61号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号6-1、陶器北地区圃場整備を除く中区から受付番号6-5、菅生地区までの合計5地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和8年1月27日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第11回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第44号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第45号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第46号	原案のとおり可決	全会一致
○ 報告第56号	承認	全会一致
○ 報告第57号	承認	全会一致
○ 報告第58号	承認	全会一致
○ 報告第59号	承認	全会一致
○ 報告第60号	承認	全会一致
○ 報告第61号	承認	全会一致

署名委員

会 長

北尾 芳孝

委 員

以 倉 孝 弘

委 員

辻 千太郎

